

東京農工大学学位審査機構の運営に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 博士の<u>学位授与の認定結果の承認</u>に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第5条 機構に運営委員会(以下「委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 博士の学位審査の過程及び<u>学位授与の認定結果の承認</u>に関すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 博士の<u>学位審査の過程及びその手続きの適正性の確認</u>に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第5条 機構に運営委員会(以下「委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 博士の学位審査の過程及び<u>その手続きの適正性の確認</u>に関すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	

附 則 (令和2年4月1日教規程第8号)  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。